

確定申告が始まります

所得・消費税などの確定申告

「確定申告書」は、自分で作成し、名寄税務署窓口を持参、または、郵送でお早めに提出願います。また、便利なe・Taxをご利用ください。

確定申告指導・申告書の受付期間

- 所得税 2月16日(月)～3月16日(月)
- 贈与税 2月2日(月)～3月16日(月)
- 消費税等 3月31日(火)まで

申告会場・時間

名寄税務署2階会議室
9時～17時(土・日・祝日を除く)
☎01654②2157

所得税の確定申告が必要な方

- ① 公的年金などの収入金額のほかに20万円を超える所得がある方、年金収入金額が400万円を超える方や事業所得、不動産所得などがあり、所得税の納税額がある方(公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金など以外の所得金額が20万円以下の場合)、確定申告不要ですが、市民税の申告が必要な場合があります
- ② 年末調整した給与以外の所得が20万円を超える方
- ③ 給与を2力所以上から受けている場合で、年末調整を受けなかった

給与の収入金額と給与所得以外の合計金額が20万円を超える方

- ④ 源泉徴収された税金や予定納税した税金が納めすぎになっていて還付申告をする方
- ⑤ 雑損失や株式の損失など、翌年以降に繰り返すことができる損失がある方

住民税の申告

住民税の申告相談を開催します。申告が必要と思われる方には「案内ハガキ」で相談日をご案内します。で、「案内ハガキ」と関係書類を持参してください。「案内ハガキ」が送付されなかった方でも申告の必要がある場合は来庁ください。

申告受付期間

2月16日(月)～3月16日(月)

申告場所

- 税務課市民税係 (名寄庁舎2階)
- 地域住民課総務税務係 (風連庁舎1階)

※ 申告の受付は土・日・祝日を除く

※ 申告受付資料などの都合により、住所が「名寄市風連町」の方は風連庁舎で、それ以外の方は名寄庁舎での申告をお願いします。

申告に必要なもの

- ① 案内ハガキ、印鑑
- ② 給与・年金などの源泉徴収票(原本)、報酬・料金等の支払調書
- ③ 営業所得等がある場合は収支計算書および仕入れ、売上、必要経費等の明細書(なお「案内ハガキ」が届いていない場合は税務署での申告をお願いします)
- ④ 生命保険、地震保険、平成18年以前契約の長期損害保険等の控除証明書
- ⑤ 医療費(薬代含む)等の領収書および生命保険や高額療養費などで補填された金額のわかるもの
- ⑥ 社会保険料(国民年金保険料等の控除証明書、各種健康保険料(税)・介護保険料等の領収書など)
- ⑦ 公的年金から天引きの社会保険料は当該年金受給者本人の社会保険料控除となります。
- ⑧ 身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書、療育手帳、精神保健福祉手帳等
- ⑨ 所得税の還付申告の場合は振込先口座のわかるもの

住民税の決定について

今回の申告により平成27年度住民税額が決定するのは、給与と特別徴収の方(住民税を給与天引きされる方)

問い合わせ

税務課市民税係(名寄庁舎2階)

☎01654③2111
(内線3201～3203)

個人市・道民税の非課税限度額

が5月10日頃、それ以外の方(住民税を納付書払いもしくは口座振替、年金特徴で支払う方)は6月10日頃になります。申告していない収入があればそれを加えて計算するため、申告時にお伝えした住民税額が変更となる場合がありますので、「ご了承ください」。

本人と扶養親族等の合計人数(注1)	65歳以上の方(昭和25年1月1日以前生まれ)		65歳未満の方(昭和25年1月2日以降生まれ)	
	公的年金等の所得と他の所得の合計(所得金額)	公的年金等の収入のみの場合(収入金額)	公的年金等の所得と他の所得の合計(所得金額)	公的年金等の収入のみの場合(収入金額)
1人	28万円	1,480,000円	28万円	980,000円
2人	73万円	1,930,000円	73万円	1,473,334円
3人	101万円	2,210,000円	101万円	1,846,667円
4人	129万円	2,490,000円	129万円	2,220,000円

(注1) 本人と扶養親族等の合計人数は、扶養親族、控除対象配偶者、本人の合計人数です。合計人数が5人以上の場合は、お問い合わせください。

市・道民税の申告フローチャート

スタート!

「所得税の確定申告が必要な方」に該当しますか？（右ページ参照）

税務署・市役所税務課・e-Taxなどで所得税の確定申告を行ってください。所得税の確定申告を行った場合、市・道民税の申告は必要ありません。

次のとおり進んでください

はい →
いいえ →

平成27年1月1日、本市に住所（住民登録）がありましたか？

名寄市への申告は必要ありません。（平成27年1月1日現在の住所地で申告してください）

平成26年1月1日から同年12月31日までに収入がありましたか？

※市・道民税は非課税になるため、市・道民税申告の必要はありませんが、税証明が必要な場合や国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、高額療養費の自己負担限度額、各種医療費助成制度の区分判定などに所得額などが必要な場合は、税金がかからなくても申告が必要です。

収入は障害年金・遺族年金・失業給付金などの非課税所得のみですか？

どのような収入状況がありましたか？ 次のA～Cからお選びください。

A 公的年金収入がある方

源泉徴収票の扶養人数はありますか？

B 給与収入がある方

お勤め先の給与以外に収入がありましたか？

C その他の所得がある方

公的年金収入が
65歳以上 148万円以下
65歳未満 98万円以下

公的年金以外に所得がありますか？

扶養控除・生命保険料・医療費控除・社会保険料控除などの控除を追加しますか？

公的年金などの所得金額と公的年金など以外の所得金額の合計額が、個人の市・道民税の非課税限度額以下になる（右ページ表参照）

市・道民税の申告は不要です

扶養控除・生命保険料・医療費控除・社会保険料控除などの控除を追加しますか？

市・道民税の申告が必要です

次の対象者またはその対象者を扶養している方は、所得税・住民税の控除として一定金額を所得から差し引くことができます。認定書または確認書をお持ちのうえ申告してください。

■ 障害者控除対象者認定書

次に該当する方に発行します。
① 65歳以上で要介護認定を受けている方

② 65歳以上で、6カ月以上寝たきりで食事、排せつなどの日常生活に支障がある方

■ おむつ使用確認書（医療費控除対象）

要介護認定を受け、次の3つの条件全てに該当する場合で、おむつ使用の必要性が確認される方に発行します。

申請時には、前年のおむつ使用証明書の写し、または、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目の以降であることが確認できる書類の写しが必要になります。

① おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方

② おむつを使用した当該年に作成した主治医意見書がある方

③ 主治医意見書の内容で「寝たきりの状態であること」「および」「尿失禁の可能性があること」の2点が確認できる方

■ 申請窓口

高齢介護課（名寄庁舎2階）

地域住民課（風連庁舎1階）

■ 問い合わせ

高齢介護課（名寄庁舎2階）

01654-2111

（内線32343236）

個人・住民税の税制改正

平成27年度から適用されるおもな変更点について

■個人住民税の住宅借入金等特別控除の延長・拡充

	居住年月日	控除限度額
改正前	現行 ～平成25年12月31日	所得税の課税総所得金額等 × 5 % (最高97,500円)
	平成26年 1月 1日 ～ 3月31日	所得税の課税総所得金額等 × 5 % (最高97,500円)
改正後	平成26年 4月 1日 ～平成29年12月31日	所得税の課税総所得金額等 × 7 % (最高136,500円)

※個人住民税の住宅借入金等特別控除は、所得税額から控除しきれない場合に、限度額以下の範囲で控除を受けることができます。

※平成26年4月から平成29年12月までの控除限度額は、住宅の取得対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税額が、8パーセントまたは10パーセントである場合の金額です。

■上場株式等の譲渡所得および配当所得等に係る軽減税率の廃止

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率は、特例措置により平成25年12月31日まで10パーセント（所得税7パーセント、住民税3パーセント）の軽減税率が適用されていましたが、平成26年1月1日以後は本則税率の20パーセント（所得税15パーセント、住民税5パーセント）が適用されます。

■非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置の創設

平成26年から平成35年までの各年に金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において、毎年新規投資額で100万円を上限に、5年以内に支払を受けるべき配当所得および譲渡所得等について、非課税とすることとされました。

問い合わせ

税務課市民税係（名寄庁舎2階）

☎01654③2111

（内線3201～3203）



国民健康保険のお知らせ

高額療養費と確定申告（医療費控除）について

■高額療養費の手続きには領収書が必要

高額療養費の該当世帯には、受診月から約3カ月後に手続き案内を送付していますが、手続きには領収書が必要ですので紛失にご注意ください。

■12月診療分の高額療養費について
医療費控除の前に高額療養費の支給手続きを

確定申告で医療費控除を受ける場合、1月から12月までの支払い分が申告対象です。

12月診療分の高額療養費の支給手続きは、2月下旬に案内する予定です。医療費控除で領収書を使用する際は、払い戻しの手続きが済んでから確定申告をお願いします。

なお、案内が遅れる場合があります。支給の対象で案内が来ない場合は、確定申告前にお問い合わせください。

問い合わせ

市民課国保高齢医療係

（名寄庁舎1階）

☎01654③2111

（内線3116）

広報なよるの有料広告を募集します

お店のPRや事業のご案内などにぜひご利用ください。

掲載位置

お知らせページ（5段組）の最下段

広告のサイズと価格

1号広告

【サイズ】縦45mm×横90mm 【価格】1万5,420円

2号広告

【サイズ】縦45mm×横180mm 【価格】2万2,620円

掲載条件

広告掲載要綱・広告掲載基準などを順守し、次の①②すべてに該当する場合

- ①市内に本店・支店などがある事業所（法人・個人）
- ②市税の滞納がない

掲載できないもの

法令などに違反するもの、公序良俗に反するもの、政治活動・宗教活動に関するもの、意見広告または個人の宣伝など

申し込み・問い合わせ

申込方法や掲載要綱などについてご連絡ください。総務部企画課 広報推進係

☎01654③2111（内線3307）